

学生保険委員会から、学費改訂問題に関連する抗議と一連の要求が提出され、これに対して大学は次のような回答をしました。

昭和47年12月4日

抗議文

明治大学 理事長 加藤 五六 殿
 総長 小牧 正道 殿
 学長

我々明治大学学生保険委員会は、次のことに強く抗議する。

- I. 今回の学費値上げと、現状としての全面的ロックアウト処置の際、大学が学生に郵送した「昭和48年度以降入学生の学費値上げについて(案)」の『健康管理』の項目について。
 1. 「健康管理面については診療所や学生健康保険制度等の充実に努力してきましたが……」と述べているが、はたして大学が、学生の健康管理の充実に努力をしてきたと言えるだろうか。一例を取れば、大学が行っている春の定期健康診断を見れば明らかな様に、身体検査と同様のお粗末さであること、そしてこのことは、我々が組合員に対して行ったアンケートに於いても明確に表われている。この様な定期健康診断では、「受診率は決して満足できるような状態ではない」という結果になるのは当然の帰結であると言い得る。そして、この事を理由に、後述している「学生健康管理センター」に結びつけることは、許し難いことである。又、『健康管理』の項目には、大学の厚生施設の一環としてあたかも学生健康保険組合及び学内診療所があるかのように主張し、さらに、学生健康保険組合を「学生健康保険制度」と呼称することは、絶対に許されない。何故ならば、第一に、学生健康保険組合は、基本的に、学生が主体である自主的な組織であり、学内診療所はその運営の一環である。第二に、「学生健康保険制度」ではなくて「学生健康保険組合」であること。このことは単に語句的な相違ではなく、大学の学生健康保険組合への一貫した姿勢(学生健康保険組合の利用→組合解消→学生健康管理センター)を明白に表わしていると考える。
 2. 学内診療所、学生健康保険組合を大学が勝手に集約しようとしている「学生健康管理センター」構想とは一体何なのか。それは、学生健康保険組合のように、学生の健康は学生自らによってかち取るのではなく、正反対に、学生の健康は大学により一方的に管理、支配されるのである。そしてこのことは、大阪大学の例を見ると、保健管理センターは総長直属であり、センターを運営する保健委員会は、総長を委員長とし、各部局長・学生部長・事務局長

で委員構成されており、驚くなかれ、主体である学生はただの一人として存在しないのである。このような学生の健康を通じての管理支配を目的とした「学生健康管理センター」には絶対に反対である。

II. 11月20日からの大学の一方的ロックアウト体制の中で、学内診療所が閉られ、学生健康保険組合事務室が事務を停止していることに抗議する。学生の体は生身であり、病気はロックアウト解除を待ちはしない。これが「学生が健康で豊かな学園生活を過すことができるよう配慮していきたいと思います。」の本当の内実だと考える。

III. 我々は、明大の学費値上げに対して、主体としての学生が無視されているが故に、そして、教育を受けることに対する更なる差別であるが故に、絶対に認めることはできない。そして、最後に、学生の健康を守るということを学費値上げの理由のひとつとして利用したことに、再度強く抗議する。

我々は、上記の主張に基づき、以下のことを要求する。期限は一週間以内とする。

- 1) 「昭和48年度以降入学生の学費改訂について(案)」の「健康管理」の項の完全白紙撤回、及びそのことを全組合員に明らかにすること。
- 2) 学内診療所及び学生健康保険組合事務室を直ちに開くこと、及び、ロックアウトによる一方的閉鎖に対して、全組合員に謝罪文を出すこと。
- 3) 「学生健康管理センター」構想に関して、直ちに全組合員に明らかにすること。
- 4) 大学の一方的かつ不当なロックアウト処置により、我々学生保険委員会が予定していたところの、11月20日から22日迄の血液検査が中止させられたことに関して、全組合員に直ちに謝罪文を出すこと。

以 上

明治大学学生保険委員会

委員長 神 田 俊 行 ㊟

昭和47年12月18日

明治大学

理 事 長 加 藤 五 六 殿

総長・学長 小 牧 正 道 殿

我々明治大学学生保険委員会は、去る12月4日付で、明治大学理事長、総長・学長あてに抗議文を郵送し、その中で明大当局に対して4項目の要求を掲げました。そしてそれに対する何らかの態度表明を、明大当局が一週間以内に行なうよう要求しました。しかし、一週間の期限を大

幅に超過した今現在においても何ら回答を得ていません。

学生と話し合うと言いながら、依然としてロックアウトを続け、しかもそのことを、学校側からの一方的な通知だけで処理しようとしていることに、強く抗議する。そして、我々の抗議文に対して、明確な回答を、12月23日(土)迄に、全組合員に出すことを要求する。

以 上

明治大学学生保険委員会

委員長 神 田 俊 行 ㊟

昭和47年12月23日

明治大学学生保険委員会

委員長 神 田 俊 行 殿

学校法人 明治大学

理事長 加 藤 五 六

明 治 大 学

学 長 小 牧 正 道

回 答

本年12月18日付けの学生保険委員会の抗議文に対して、下記のとおり回答します。

記

要求項目(1)および(3)について

「学生健康管理センター」の構想は、学生諸君が主体的にかつ自主的に組織している学生健康保険組合の主体性、自主性を否定して大学による学生の健康管理体制にこれを一元化し、統制したりしようとする意図を決してもつものではない。

いなむしろ、今後は、従来の学生健康保険組合の学生諸君の主体性、自主性をそこなうことなく総合的に活用し、学生健康保険組合の組合員である学生諸君の予防医学的な側面に重点をおく「学生健康管理センター」の構想を検討し具体化することによって、予防医学的な側面を改善し、学生諸君が健康で豊かな学園生活を過すことができるよう配慮しようとするものであります。

いうまでもなく、この構想は検討の途上にあるのであって、しかるべき時期に学生健康保険組合の意見を反映させ、これを尊重した上で、この構想の推進をはかりたい。

以上の理由で、「昭和48年度以降入学生の学費改訂について」の「健康管理」の項目を白紙撤回する考えはない。なお、学内診療所は、学生健康保険組合が運営するものではなく、大学が運営するもので、大学の厚生施設である。

要求項目(2)について

11月20日以来休校措置をとらざるを得なかったことは、まことに遺憾なことである。学内診療所及び学生健康保険組合事務室を開室または使用することは、休校措置にともなう学内管理上、要望にすることはできません。

この措置は、すでに文書において周知説明したように、48年度新入学生からの学費改訂問題をめぐる、11月19日の教職員集会への一部の学生の暴力介入により、ひきおこされた混乱から、その後における学内での混乱を避けるためにとった、やむを得ない措置である。

もとより、学費の問題は間接的には教育の問題にも関連するが、直接的には財政的な問題として、理事会の責任に属するものである。しかし、この改訂に関してはその及ぼす社会的影響の大きいことを考えれば、できうる限り学内での合意を得られるよう努力しなければならないと考えている。そのために、準備のでき次第、学生にも教職員にも十分説明する予定であった。

これが、11月19日の教職員集会であり、11月22日の学苑会、24日の学生会との話し合いの機会であった。しかるに、一部の学生は11月になって教室において教授個人に対し授業中長時間にわたってこの問題について強引に質問をくりかえすという授業妨害をしたり、あるいは11月17日にみられたように和泉校舎で事務室を占拠して業務妨害を行ない、また、前述の19日の教職員集会への介入など暴力的な行為がおこなわれた。

とくに11月19日における制止もきかず会場に乱入して暴力行為をおこなった状況と、これまでの一連の学内での状況を考えると、20日以降の学内に予測しえない混乱が発生して、学生、教職員の間にも身体上の危険が発生することを避けるためには、やむを得ず休校にせざるを得ないと判断したものである。諸君も、この間の経過については理解を願いたい。

要求項目(4)について

11月20日以降の休校措置は、説明したような経過から講じたやむを得ないもので、予定されたものでなく、学生保険委員会が予定していた20日から22日までの行事がおこなえなかったことは、まことに遺憾である。

このたびの休校措置にともなう学内管理上から貴委員会の行事のみをとくに実施できるようにすることはできません。

そこで、一日も早く休校措置をやめて平常に復するよう検討を加えてきたが、近くこの学費問題をはじめ一連の懸案事項について全学生の自治組織である学生会・学苑会代表と公開の話し合いの機会を設けたいという要請もあって、その実現に努力中であるので、いましばらく事態の推移を見まもってほしい。

以 上